

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律の施行事務処理要綱（埼玉県）

（趣旨）

第1条 この要綱は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（平成15年法律第130号。以下「法」という。）、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則」（平成16年文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号。以下「規則」という。）及び「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」（平成24年6月閣議決定。以下「基本方針」という）に基づき、体験の機会の場の認定に関して、必要な事項を定めるものとする。

（体験の機会の場の認定の申請の添付書類）

第2条 法第20条第3項の認定に係る申請書に添付する書類は、別表の1に掲げる書類とする。

（認定等の通知）

第3条 法第20条第6項の認定決定通知書の様式は、様式第1号のとおりとし、知事は、当該認定の日から起算して5年を超えない範囲内において有効期間を定め、遅滞なく、当該申請者に通知するものとする。

- 2 前項の認定にあたり、知事は必要に応じて、現地調査を実施することができるものとする。
- 3 法第20条第7項の規定に基づき、知事は認定をしないときは、様式第2号により、その旨を遅滞なく、当該申請者に通知するものとする。
- 4 知事は、認定をしたときは、インターネットの利用により、法第20条第3項各号に掲げる事項について周知するものとする。

（認定の有効期間更新の申請）

第4条 認定を受けた体験の機会の場（以下「認定体験の機会の場」という。）を提供する個人、民間団体等（以下「認定民間団体等」という。）は、法第20条の2第2項の認定体験の機会の場の更新申請書に、別表の1に掲げる提出書類を添付の上、有効期間満了日の30日前までに知事に提出するものとする。

- 2 前項の認定には、第3条の規定を準用する。

（状況報告）

第5条 法第20条の4第1項の報告書の様式は、様式第3号のとおりとし、認定民間団体等は、別表の2に掲げる書類を添付の上、事業年度終了後30日以内に知事に運営状況を報告するものとする。

（認定の取消し）

第6条 法第20条の6第1項の規定に基づき認定を取り消したときは、知事は、様式第4号により、当該認定の取消しを受けた者に通知するものとする。

(書類の整備等)

第7条 認定民間団体等は、体験の機会の場に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等について証拠書類を整理保管するものとする。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該認定の有効期間の満了日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管するものとする。

(その他)

第8条 この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成24年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成25年 1月22日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律の施数事務処理要綱（以下、「旧要綱」という。）の規定により、知事に対してされている申請その他の行為は、改正後の環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律の施数事務処理要綱（以下、「新要綱」という。）に基づいて、知事に対してされた申請その他の行為とみなす。

3 旧要綱の規定により知事がした認定その他の行為は、改正後の要綱の相当規定に基づいて知事がした認定その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年12月28日から施行する。

【別 表】

1 申請及び更新に添付する書類

添付書類の種類	書類名
(1) 申請者が個人である場合は、その住民票の写し	■住民票の写し（申請日前6か月以内のもの）
(2) 申請者が法人その他の団体である場合は、その定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの	<p>■株式会社、社団法人、N P O 法人等の定款がある場合は、定款及び登記事項証明書（登記事項証明書については申請日前6か月以内に法務局で発行されたもの）</p> <p>■財団法人については、寄附行為及び登記事項証明書（登記事項証明書について申請日前6か月以内に法務局で発行されたもの）</p> <p>■法人格を持たない任意の団体の場合は、団体に関する基本的な事項が記載されているもので次に掲げる事項を含むもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体名 ・団体の連絡先（電話番号、住所等） ・代表者の氏名及び住所等 ・団体の目的 ・団体が実施している事業や活動等の概要 ・役員がいる場合は、役員に関する事項 ・当該書類の策定日、改訂日等
(3) 申請者が法第20条第4項各号の規定に該当しないことを説明した書面 (認定の取り消し日から2年を経過しない者)	■欠格事項に該当しない旨の申出書（別紙1）
(4) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の実績を記載した書類	<p>■事業実績報告書（別紙2）</p> <p>■収支決算書（様式任意）</p>
(5) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書	<p>■事業計画書（別紙3）</p> <p>■収支予算書（別紙4）</p>
(6) 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置（当該事業に係る土地又は建物の管理に関する事項を含む）について記載した書類	<p>■「体験の機会の場」における安全の確保を図る措置（別紙5）</p> <p>■「体験の機会の場」における土地・建物の管理状況（別紙6）</p>

(7) 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業について知識及び経験を有する者の確保の状況その他の業務の実施体制について記載した書類	■「体験の機会の場」の事業に従事する者の経験及び他の業務の実施体制（別紙7）
(8) 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加に要する費用の額及び当該事業の参加定員に関する事項を記載した書類	■参加費用及び定員に関する事項（別紙3に含む）
(9) 認定の申請に係る土地又は建物の位置を示す地図及び当該土地若しくは建物の登記事項証明書又はこれに準ずるもの	<p>■当該地の土地公図（申請日前6か月以内に法務局で発行されたもの）</p> <p>■当該地及び建物の登記事項証明書（申請日前6か月以内に法務局で発行されたもの）</p> <p>■申請者が当該地の所有権を有しない場合は、使用する権利を有することを証する書類の写し</p> <p>■申請者が当該建物の所有権を有しない場合は、使用する権利を有することを証する書類の写し</p>
(10) 認定の申請に係る体験の機会の場において環境保全の意欲の増進に関する事業を実施することについての当該事業の実施者の同意書	<p>■実施者の同意書（別紙8）</p> <p>※ただし、申請者が環境教育等を実施しておらず、土地所有者である場合のみ必要</p>
(11) その他参考となるべき事項を記載した書類	

2 運営の状況の報告（毎年）に添付する提出書類

添付書類の種類	書類名
(1) 前年度における認定に係る体験の機会の場で行う事業の実施の状況を記載した書類	<p>■前年度の事業計画書（別紙3）</p> <p>■体験の機会の場認定事業状況報告書（別紙9）</p> <p>■安全確保のための取組実績（任意様式）</p> <p>■スタッフに対する安全事前講習会の実施状況（任意様式）</p>
(2) (1) の事業に係る収支決算	■前年度の収支決算書（様式任意）

様式第1号（第3条関係）

体験の機会の場の認定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

埼玉県知事　印

年　　月　　日付けて申請のあった体験の機会の場について、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第1項の規定に基づき次のとおり認定します。

1 体験の機会の場の名称及び所在地

2 認定の有効期間

年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

様式第2号（第3条関係）

体験の機会の場の認定について

第　　号
年　　月　　日

様

埼玉県知事　印

年　　月　　日付けで申請のあった体験の機会の場について、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第7項の規定に基づき、同条第1項各号に掲げる要件に適合しないことを通知します。

記

氏名及び名称並びに住所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名	
体験の機会の場の名称及び所在地	
理由	

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第3号（第5条関係）

体験の機会の場認定事業 状況報告書

年 月 日

埼玉県知事

氏名

申請者

住所

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条の4第1項の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

1 体験の機会の場の名称及び所在地

2 認定事業の実施期間

3 添付書類

（1）認定に係る体験の機会の場で行う事業の実施状況

（2）（1）に係る収支状況

（3）その他事業に関する資料

備考

- 1 ※の欄には記載しないこと。
- 2 申請者が法人その他の団体にあっては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第4号（第6条関係）

体験の機会の場の認定取消通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事 印

年 月 日付けで認定した体験の機会の場について、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条の6第1項の規定に基づき下記のとおり認定を取り消しましたので通知します。

記

1 体験の機会の場の名称及び所在地

2 取消日

年 月 日

3 取消しの理由

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別紙1（第2条関係）

欠格事項に該当しない旨の申出書

年　　月　　日

埼玉県知事

氏名

申請者

住所

記

申請者は（※）、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第4項各号に規定する欠格事項には該当しないことを申し出ます。

備考

- 1 ※の「申請者は」は、「私は」、「当団体は」、「当社は」等と記載する。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合にあっては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること

法第20条第4項

※次の各号のいずれかに該当する者は、認定の申請をすることができない。

- 一 第20条の6第1項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 二 法人その他の団体であって、その役員（法人でない団体にあっては、その代表者）のうちに前号に該当する者があるもの

別紙2（第2条関係） 申請の属する事業年度の直前の事業年度の事業実績報告書

(1) 申請の属する事業年度の直前の事業年度における認定に係わる体験の機会の場で行う事業の実施状況

事業年度	○○年度			
体験の機会の場で行った事業の内容	事業の実施場所	所要時間	実施回数	事業の対象者及び参加者数
				対象者については、どのような者を対象としたかを記載する。 (例えば、「18歳以上」)

別紙3（第2条関係）

年度事業計画書

体験の機会の場で行う 事業の内容	事業の 実施場所	所要時間	実施回数	事業の対象者 及び参加定員 数	参加費用

備 考

- ※1 正当な事由がある場合を除いて、国籍や信条、所属団体等を理由として、当該事業の参加者や
参加条件や参加者への対応について不当な差別を行う場合は、認定の対象となりません。
- ※2 「対象者及び募集人数」の項目については、参加費用についても記載すること。

別紙4（第2条関係）

年度収支予算書

(単位：円)

収 入 (※1)		支 出 (※2)	
項 目	収 入 額	項 目	支 出 額
合計 A	円	合計 B	円

A>Bの場合の剰余金の使途について (※3)	
---------------------------	--

備 考

- ※1 手数料、助成金等を記載する。また、事業主からの持ち出し金があれば、それについても記載する。
- ※2 講師謝金、教材開発、場所代、人件費、庶務費等、本事業を実施するためにかかる費用を記載する。
- ※3 手数料、助成金等による収入が、総支出を上回った場合の使途について記載する。例えば、「次年度の事業への繰り越し」、「○○購入のために積み立てる」などと記載する。

別紙5（第2条関係）

「体験の機会の場」における安全の確保を図る措置

	安全管理責任者 (職名・氏名)
参加者 及び実 施者の 安全管 理体制	<p>(1) 安全確保のための計画策定状況（該当箇所に○を付けてください）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・策定している→策定された計画を添付してください。 ・策定していない→以下を記載してください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">*緊急時の対応及び策定予定（策定期限・内容等）</div> <p>(2) 安全確保のためのマニュアル策定状況（該当箇所に○を付けてください）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・策定している→策定されたマニュアルを添付してください。 ・策定していない→以下を記載してください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">*参加者の危険回避のための安全対策及び今後の策定予定（策定期限・内容等）</div> <p>*安全管理体制を確保するために実施しているスタッフへの事前講習の内容や回数等について記載してください。</p>
危険個 所の周 知につ いて	*危険個所がある場合は、危険表示の対応及び参加者への周知方法について記載してください。危険個所の図面及び表示が分かる写真を添付してください。
事故発 生時の 対応につ いて	*事故発生時に備えて加入している施設賠償責任保険やレクリエーション保険への加入状況等について記載してください。保険等に加入している場合は、証書の写しを添付してください。

別紙6（第2条関係）

「体験の機会の場」における土地・建物の管理状況

土地・建物の安全点検について	<p>(1) 安全点検実施状況（該当箇所に○を付けてください）</p> <ul style="list-style-type: none">・定期的に実施している（土地・建物） <p>*施設、付属設備、備品等の保守管理、メンテナンスの方法等を記載してください（点検、整備等の状況）</p> <ul style="list-style-type: none">・実施していない（土地・建物）→今後の実施予定を記載してください。
付属設備の安全対策について	<p>*土地・建物の付属設備に不具合が生じた場合の維持補修等の計画及び補修状況について記載してください。</p>
土地・建物の管理について	<p>*事業が行われる建物や土地及び土地内の工作物について、法令で規定している基準等を遵守していない事項があれば記載してください。当該事項についての改善計画（改善時期・改善方法）を記載してください。</p>

別紙7（第2条関係）

「体験の機会の場」の事業に従事する者の経験及び他の業務の実施体制

◎従事者に関する事項

番号	体験の機会の場で行う事業に従事する者の氏名	役割	知識及び経験に関する説明 (※1)	経験等の有無 (※2)	指導方法 (※3)
1	○○○○	全体統括	○年 ○年～○年 ○○大学○○科卒業 ○○事業のプログラム実施	○ ○○資格の取得 ○○事業のプログラム実施 ○	◎
2	××××	会計、経理	○年 ○○資格の取得	○	
3	△△△△	プログラム実施	○年 ○○事業のプログラム実施	○	
4	□□□□	プログラム実施補助		×	(例えば「番号3の者の指導の下実施する」)
5					

備考

※1 体験の機会の場で行う事業に關係する経験や学歴等を記載する。支援事業と無關係の学歴、職歴、経験は記載不要。

※2 施行規則第8条第1項第6号の「認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業に一年以上従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者」に該当するかどうか、以下の分類で記載する。

◎ 施行規則第8条第1項第6号に規定する者の場合

○ 施行規則第8条第1項第6号に規定する「これと同等以上の知識及び技能を有する者」に該当する場合

× ○及び○以外の者の場合

※3 ※2が「×」の場合、施行規則第8条第1項第6号の「指導の下に適切に行われるもの」に相当する指導の方法を記載する。

別紙8（第2条関係）

同意書

年　月　日

○○○○（申請者） 殿

下記のとおり、認定の申請に係る体験の機会の場において環境保全の意欲の増進に関する事業を実施することについて同意します。

体験の機会の場の名称及び所在地					
体験の機会の場で行う事業の内容					
体験の機会の場で行う事業の対象となる者の範囲					
体験の機会の場で行う事業のために当該体験の機会の場を提供する期間	年	月	日から	月	日まで

氏名
事業実施者
住所

備考

- 1 同意者が法人その他の団体の場合にあっては、「氏名」については、法人その他の団体名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。

別紙9（第5条関係）

体験の機会の場認定事業 状況報告書

(1) 前年度における認定に係る体験の機会の場で行う事業の実施状況

体験の機会の場の名称					
No.	事業の内容・目的	実施期間	実施回数	参加に要する費用	参加者数
1					
2					
3					

※事業として複数のプログラム等を実施している場合は、それぞれの種類ごとに記載する。

(2) (1) の事業に係る収支決算

【収入】

科 目	予算額	決算額	比較増減	備考
計				

【支出】

科 目	予算額	決算額	比較増減	備考
計				

備 考

- 1 申請者が法人その他の団体の場合にあっては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 各欄は必要に応じて適宜大きさを変えて差し支えないこと。
- 3 事業内容の分かる写真、パンフレット、チラシ等関係資料を添付すること。
- 4 収支決算についてはなるべく具体的に記述し、必要に応じて詳細の分かる資料を添付すること。
- 5 様式の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(3) (1)について、参加者又は実施者の生命又は身体について被害が発生した事故の有無並びに当該事故があるときはその内容及び再発を防止するために講じた措置

(※該当がない場合は、該当ない旨記載)

No.	事業名	事故の内容（時期等）	再発を防止するために講じた措置